

今月のトピックス

令和3年1月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811
URL <http://www.slmo.co.jp/>

《高年齢者雇用安定法の改正について》

令和3年4月1日から高年齢者雇用安定法の一部改正が施行されます。今回の改正は、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する**努力義務**を設けるものです。

【従来】65歳までの雇用確保義務

- ・60歳未満の定年禁止（高年齢者雇用安定法第8条）
- ・65歳までの雇用確保措置（高年齢者雇用安定法第9条）
 - ①65歳までの定年引上げ、②定年制の廃止、③65歳までの継続雇用制度を導入



【令和3年4月1日から】従来+以下の措置で70歳までの就業機会の確保に努める義務

- ①70歳までの定年引上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 **★今までにない就業機会確保措置**
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 **★今までにない就業機会確保措置**
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

※65歳以降の継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社で継続雇用する制度も可能になり、対象となる高年齢者の年齢に応じて、継続雇用することができる事業主の範囲が広がります。

- ・60歳以上65歳未満が対象の場合：自社&特殊関係事業主（自社の親子法人や関連法人等）
- ・65歳以上70歳未満が対象の場合：自社&特殊関係事業主+他社

創業支援等措置：上記④&⑤の総称。70歳までの就業確保措置のうち、雇用によらない措置を指します。自社等での雇用を維持しないため、計画書の作成⇒過半数労働組合等の同意⇒計画の周知を行った上で本人や委託先等各方面との契約書の取り交わしが必要になります。

《令和3年の祝日・休日について》

昨年に引き続き東京オリンピック・パラリンピック特別措置法の一部改正が施行され、祝日が下記の通り変更されていますので、年間休日数等にご留意ください。

海の日 : 7月19日⇒7月22日（開会式前日）
スポーツの日 : 10月11日⇒7月23日（開会式当日）
山の日 : 8月11日⇒8月8日（閉会式）
振替休日 : 8月9日（変更後の山の日が日曜であるため）

上記につきまして、ご不明点・ご質問等ございましたらお気軽にご連絡ください。